

2025年2月6日

お客さま 各位

株式会社七十七銀行

暗号資産交換業者あてのお振込みについて

いつも七十七銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

最近、特殊詐欺の被害金が、ATMやインターネットバンキングを利用し、暗号資産交換業者の口座へ送金される事例が多発しており、特徴として口座名義人と異なる振込依頼人名で暗号資産交換業者へ振り込まれております。

お客さまの大切な資産の保護および不正送金防止の観点から、当行では**2025年2月17日(月)**より、暗号資産交換業者へのお振込みに際し、口座名義人と異なる振込依頼人名でのお振込み(※)を制限させていただく場合がございます。

(※) 口座名義の前後に数字を付される場合は制限の対象にはなりません。

お客さまの大切な資産をお守りするため、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。